

令和3年度 高校生等への修学支援

国や奈良県は、みなさんが高等学校等へ進学した後も安心して教育が受けられることを目的として、みなさんの修学を支援する制度を設けており、このリーフレットはそれらの制度をまとめたものです。令和3年1月時点の情報を基に作成しており、その後、制度の見直しが行われる場合がありますので、県のホームページ等でご確認していただくようお願いします。



これらの修学支援の制度を活用するためには、**みなさんから申請していただくことが必要となります**。入学される高等学校等からの通知等をよく確認し、**提出期限に遅れないよう申請手続きを行うようにして下さい**。

◆◆目次◆◆

- 高等学校等就学支援金(県立・市町村立高等学校)……………2
- 高等学校等就学支援金(私立高等学校等)……………3
- 高校生等奨学給付金……………4 - 5
- 高校奨学金制度(修学支援奨学金・育成奨学金)……………6
- その他の教育支援資金……………7
- その他 ……………8

この冊子に記載の制度の対象となる高等学校等とは、次のとおりです。(P6～7の一部を除く)

【県立・市町村立高等学校】 県立・市町村立高等学校(全日制・定時制・通信制)

【私立高等学校等】 私立高等学校(全日制・定時制・通信制)、私立中等教育学校後期課程、私立専修学校高等課程、私立専修学校一般課程又は私立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに私立各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの



高等学校等就学支援金【県立・市町村立高等学校】

公立高等学校へ入学される方は、**申請をして認定を受ければ**、高等学校等就学支援金が支給されます！

就学支援金を受給するためには、**申請が必要です**。学校が定める期限までに、学校へ申請書類を提出してください。

(期限までに提出がないと、授業料を納付していただくことになるので、期限は必ず守ってください。)

※具体的な申請書類については、入学される高等学校から説明があります。

★支給要件は次のとおりです。

1. 保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額」の合算が**304,200円未満**である人
※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。
2. 高等学校等を既に卒業していない人 等

両親の一方が働き、高校生と中学生がいる4人家族の場合で、年収910万円が目安です。

「高等学校等就学支援金制度」を適用して授業料は実質無償に!!

認定を受ければ、授業料に相当する額の就学支援金が国から支給され、納付すべき授業料に充当しますので、**納付いただく必要はありません**。



就学支援金の申請・届出

授業料

申請しても不認定となった場合は、授業料を納付していただく必要があります。

就学支援金の受給資格が認定された方は、**授業料は実質無料**となります。

就学支援金

①入学後、学校を經由して県に申請

②奈良県教育委員会において、就学支援金の受給資格認定・支給額の決定

③県において就学支援金を国に申請し、受領

④国から交付される就学支援金を、申請者に代わって学校が受領し授業料に充当。

就学支援金の支給限度額と支給期間

◆全日制月額 9,900円・上限36月

◆定時制(単位制以外)月額2,700円・上限48月

◆定時制(単位制)1単位1,740円上限74単位・48月

◆通信制(単位制)1単位336円上限74単位・48月

※就学支援金の支給限度額と、授業料は同額になる予定です。

◇県立・市村立高等学校に入学される方のお問い合わせ先◇
・入学される高等学校の事務担当者にお問い合わせください。

- ・奈良県内の私立高等学校等に通う方への授業料等の支援には、以下の補助金があります。
- ・補助金は、学校に申請をします。詳しい制度の説明や、申請の方法は、入学される学校から説明がありますので、申請書などの提出物は、学校の定める提出期限に遅れないよう、提出してください。

高等学校等就学支援金【私立高等学校等】

私立高等学校へ入学される方は、申請をして認定を受ければ、高等学校等就学支援金が支給されます！
就学支援金を受給するためには、申請が必要です。学校が定める期限までに、学校へ申請してください。
(期限までに申請がないと、就学支援金の支給開始月が遅れる場合があります。)

★支給要件は次のとおりです。

1. 保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除額」の合算が**304,200円未満**である人
※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。
2. 高等学校等を既に卒業していない人 等



就学支援金の
申請・届出

授業料

①入学後、学校を經由して県に申請

(県外の高等学校等に入学した場合は、学校の所在する都道府県が手続きを行います。)

学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人(保護者等)が支払う必要があります。

※学校によっては、一旦授業料を全額徴収し、後日、就学支援金相当額を還付する場合があります。

就学支援金

②県において、就学支援金の受給資格認定・支給額の決定

③県において就学支援金を国に申請し、受領

④国から交付される就学支援金を、申請者に代わって学校が受領し、授業料に充当

高等学校等授業料軽減補助金【私立高等学校等】

保護者等が奈良県内在住で、一定の所得要件を満たす場合、就学支援金に加え、授業料軽減補助金を受けることができます。授業料軽減補助金は、授業料に加えて施設整備費等も補助の対象となります。
※奈良県外の学校へ通われる方は対象外です。

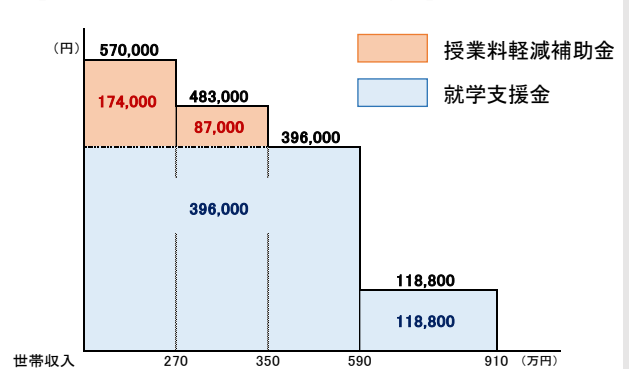
○所得(世帯年収の目安)による補助金額

	世帯年収の目安	就学支援金	授業料軽減補助金
全日制	非課税世帯	(年額) 396,000円	(年額) 174,000円
	約270万円～約350万円	(年額) 396,000円	(年額) 87,000円
	約350万円～約590万円	(年額) 396,000円	-
	約590万円～約910万円	(年額) 118,800円	-
通信制	非課税世帯	1単位あたり 12,030円 ※1(年額) 297,000円	(年額) 15,000円 ※2
	約270万円～約350万円	1単位あたり 12,030円 ※1(年額) 297,000円	(年額) 7,500円 ※2
	約350万円～約590万円	1単位あたり 12,030円 ※1(年額) 297,000円	-
	約590万円～約910万円	1単位あたり 4,812円 ※1(年額) 118,800円	-
	補助の対象となる学費	授業料	授業料、施設整備費等

※1 通信制高校で授業料が年額制の場合

※2 授業料軽減補助金の対象となる通信制高校は、奈良県認可の県内校へ通う場合に限る

【全日制(年額制)に通う県内在住者の場合】



◆世帯収入は、「両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合」の目安であり、家族構成などによる各種控除により区分が変わることがあります。

◇私立高等学校等についてのお問い合わせ◇

奈良県文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私立学係 tel 0742-27-8347

高校生等奨学給付金【国公立・私立高等学校等】

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、支給要件を満たす非課税世帯を対象に、奨学のための給付金「高校生等奨学給付金」を支給します。

この給付金は貸与型の高校奨学金とは異なり、将来返還する必要はありません。

申請等については、7月頃に高等学校等を通じてお知らせします。

なお、高等学校等就学支援金(2～3ページ)、高校奨学金制度(6ページ)やその他の教育支援資金(7ページ)との併給も可能ですので、ご活用ください。

【支給要件】 7月1日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

○保護者・親権者等の全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税(0円)であること

○保護者・親権者等が奈良県内に住所を有していること

※県外にお住まいの方は、住所地の都道府県にお問い合わせください。











○平成26年度以降の入学者であること

○就学支援金支給対象である学校に在学していること

※特別支援学校高等部生徒は対象外です。

※児童福祉法による措置費等の支弁対象となる高校生等は原則対象外です。

支給額 (7月1日現在の状況で決まります)

		高校生等	23歳未満	23歳以上
①生活保護受給世帯(生業扶助が措置されている世帯)		 <p>公立 32,300円 私立 52,600円</p>	<p>※生活保護(生業扶助)制度において、教育費の扶助があり、支給内容に重複がないようにするため、この金額になっています。</p>	
②第1子の高校生等がいる世帯		 <p>第1子 公立 110,100円 私立 129,600円</p>		
<p>中学生以下は 対象外</p> 		 <p>第1子 公立 110,100円 私立 129,600円</p>	 <p>23歳未満の兄(姉)は扶養されていないので、高校生等は第1子となる。</p> <p>※扶養されていない</p>	
③15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯		 <p>第2子 公立 141,700円 私立 150,000円</p>	 <p>第1子 23歳未満の兄(姉)は扶養されているので、高校生等は第2子となる。</p> <p>※扶養されている</p>	
<p>※通信制・専攻科の高校生等を含めた複数の高校生等がいる世帯の場合</p> <p>→通信制・専攻科の高校生等を第1子として②の区分の通信制・専攻科の給付金を支給し、通信制・専攻科以外の高校生等へは、第2子以降として③の給付金を支給します。</p>		 <p>第2子 公立 141,700円 私立 150,000円</p>	 <p>第1子 公立 110,100円 私立 129,600円</p>	 <p>23歳以上は対象外</p> <p>23歳以上の兄(姉)は対象外のため、高校生等の姉(兄)は第1子となり②の区分に該当。高校生等の妹(弟)は第2子となり、③の区分該当。</p>

高校生等奨学給付金 Q & A

Q1. 給付を受けるためには、どんな手続きが必要ですか？

A1. 申請書とその他給付に必要と認められる書類等を提出していただくこととなりますが、**詳しい説明や提出時期などは、入学後、7月初旬頃に国公立学校は学校支援課、私立学校は教育振興課のホームページに掲載するとともに、7月頃に学校から連絡しますので、ご確認ください。**

Q2. 既に「高等学校等就学支援金」の申請をしていますが、あらためてこの「高校生等奨学給付金」の申請は必要ですか？

A2. **それぞれ制度が異なりますので、新たに申請をしていただく必要があります。**「就学支援金」は、授業料に充当しますが、「奨学給付金」は授業料以外の教育費の負担を軽減するために給付されるものです。

Q3. 毎年、申請が必要ですか？

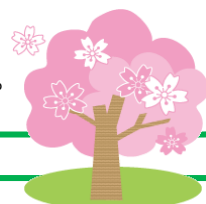
A3. **基準日に支給要件を満たしているか毎年確認しますので、毎年申請が必要です。**

Q4. 「高校生等奨学給付金」は、返還する必要がありますか？

A4. **貸与型の奨学金とは異なり、返還する必要はありません。**また、基準日(7月1日)に要件を満たしていれば、基準日以降に退学等の異動があっても返還は生じません。

Q5. 第1子と第2子で給付額に差があるのはなぜですか？

A5. 所得に対する教育費の負担が重い多子世帯に配慮し、段階的に給付額を設定しています。



Q6. 奨学給付金の給付方法はどちらになりますか？

A6. **申請者へ年額を一括で、直接給付します。**(学校が代理受領する場合を除く。)

Q7. 保護者である父母のうち、母は奈良県に住んでいますが、父は単身赴任で県外に居住しています。この場合、どちらで給付金を申請することになりますか？

A7. 世帯の生活の本拠となる地での申請になるため、状況を確認したうえでの判断になりますので、申請時に個別にご相談ください。なお、**複数の都道府県へ重複して申請することはできません。**

Q8. 高校生が2人いる世帯の場合、申請は1人分でいいのですか？

A8. 2人分の給付を希望される場合は、**2人分の申請が必要です。**

Q9. 保護者等が海外赴任をしている場合、支給の対象になりますか？

A9. **保護者等の一方、又は双方が海外赴任で奈良県内に住所を有しておらず**、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、支給の対象になりません。

高校奨学金制度（修学支援奨学金・育成奨学金）

奈良県では、修学の奨励と教育の機会均等を図るため、勉学意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な高等学校等の生徒に対して、奨学金を貸与しています。**将来返還が必要です。**

申請手続きは入学後に、各学校からお知らせがあります。また、「高等学校等就学支援金」「高校生等奨学給付金」(2～4ページ)との併用は可能ですので、合わせてご活用ください。

高校奨学金制度の概要

	修学支援奨学金	育成奨学金			
種別	貸与(無利息)	貸与(無利息)			
貸与対象者	高等学校(全日制課程、定時制・通信制課程、専攻科)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校	高等学校(全日制課程、定時制・通信制課程、専攻科、特別支援学校の高等部)、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程(規則で定めるものに限る)			
貸与基準	生活保護基準1.5倍以内 (世帯全員の収入額合計)	生活保護基準1.5倍以内、意欲のある生徒は予算の範囲内で3.0倍以内(世帯全員の収入額合計)			
		向学心、勉学意欲があり評定平均値3.0以上			
	親権者又は未成年後見人が県内に住所を有していること				
	地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与を受けていないこと ※ 次ページにある各資金の貸付金等との併給はできません。				
貸与額	区 分		奨学金の額		
			自宅通学	自宅外加算 (+5,000円)	へき地加算 (+12,000円)
	生活保護法の高等学校等就学費の給付を受けている者	国公立	5,000円/月	10,000円/月	—
		私立	17,000円/月	22,000円/月	—
	その他の者	国公立	18,000円/月	23,000円/月	30,000円/月
私立		30,000円/月	35,000円/月	42,000円/月	
貸与期間	高等学校全日制課程 3年・高等学校定時制課程・通信制課程 3年または4年 中等教育学校の後期課程 3年・高等学校専攻科 2年・高等専門学校 5年 特別支援学校の高等部 3年・専修学校の高等課程 3年				
貸与時期	前期分は8月中旬、後期分は10月中旬に生徒本人の指定された口座へ振り込みます。				
返還期間	貸与の終了月の翌月から起算して6カ月を経過した後10年以内、月賦又は半年賦(一括返還も可)				
申請期間	4月～5月中旬				
申請窓口(申込先)	在学する学校(学校長経由で奈良県教育委員会事務局学校支援課へ提出)				
申請書類	校長推薦書、奨学金申請書、市町村長発行の所得に関する証明書(収入金額、扶養親族数、課税金額、非課税の場合は非課税理由等の記載されたもの)、世帯全員の住民票謄本、連帯借受人の印鑑登録証明書、口座振替申出書、借用証書等				

◆貸与を受けられた奨学金は、卒業後の所定の期間内に返還していただきます。これらの返還金は、次の高校生たちの奨学金として活用されます。将来の返還見込み等も考慮のうえ、計画的にご利用ください。
(約束の期間内に返還されない場合は、延滞金が増加されます。)

◇高校奨学金制度についてのお問い合わせ◇

奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 tel 0742-27-9859

その他の教育支援資金

高校奨学金制度以外の、奈良県における公的な教育支援資金については、下記のとおりです。各自の実状やニーズにあった制度を選択し、有効にご活用ください。

なお、いずれも無利子の貸与制度であり、返還が必要です。また、高校奨学金制度を含めて各制度の相互の併用はできません。各制度の詳細については、それぞれの問い合わせ先へご確認ください。

奨学金名	募集時期	貸与期間	備考	問い合わせ先
生活福祉資金 【教育支援資金】	随時	随時		市町村社会福祉協議会 又は、 奈良県社会福祉協議会 生活支援課 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 (電話0744-29-0100〔代表〕)
母子父子寡婦 福祉資金 【就学支度資金】 【修学資金】	随時	随時 (貸与決定 月の月末)	奈良市を除く 奈良県にお住 まいの方	→ 市町村 母子福祉担当課 又は、 奈良県中和福祉事務所 〒633-0003橿原市常盤町605-5 (電話0744-48-3020) 奈良県吉野福祉事務所 〒639-3111吉野郡吉野町上市133 (電話0746-32-5315)
			奈良市にお住 まいの方	→ 奈良市子ども未来部子ども育成課 〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1-1 (電話0742-34-1111〔代表〕)

各 制 度 ・ 貸 与 の 諸 条 件

生活福祉資金 【教育支援資金】

所得基準：生活保護基準額の1.7倍程度の世帯まで

申込窓口：市町村社会福祉協議会

対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部、専修学校（高等課程）

申請書類：申込書・所得証明書・在学証明書
合格通知書(写)・民生委員意見書
市町村社協意見書・住民票等

※外国籍の方は、現住地に6ヶ月以上居住していること

※返還期間：10年以内

貸与額

		区 分	自宅通学	自宅外通学
教育支援費	高校	国公	18,000 円/月以内	23,000 円/月以内
		私立	30,000 円/月以内	35,000 円/月以内
	高専	国公	21,000 円/月以内	22,500 円/月以内
		私立	32,000 円/月以内	35,000 円/月以内
就学支度費	高校・高専	国公	75,000 円以内	85,000 円以内
	私立	私立	350,000 円以内	360,000 円以内

※専修学校（高等課程）の貸与額は高校と同額

※生活保護世帯は別途貸与額

※就学支度費は入学に際して必要な経費（入学金、制服代等）で、取扱いは入学日の前日まで

※特に必要と認める場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能

母子父子寡婦福祉資金 【就学支度資金】【修学資金】

貸付対象者：配偶者のいない女子（男子）で現に児童（20歳未満）を扶養している者またはその児童（20歳以上の子を扶養している寡婦を含む）

※外国籍の方は、現住地に6ヶ月以上居住していること

所得基準：なし

特記事項：第三者の連帯保証人が必要

申込窓口：福祉事務所又は町村役場福祉担当課

対象校：高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、盲学校・ろう学校及び養護学校高等部、専修学校（高等課程）

申請書類：申請書・在学証明書又は合格通知書(写)・戸籍謄本・住民票謄本・保証人所得証明書等

※必要額と返済の見通しによって個別に貸付額が決まります。世帯状況によっては限度額まで利用できない場合もあります

※返還期間：10年以内

貸与限度額

		区 分	自宅通学	自宅外通学
修学資金	高校	国公	27,000 円/月以内	34,500 円/月以内
		私立	45,000 円/月以内	52,500 円/月以内
	高専	国公	31,500 円/月以内	33,750 円/月以内
		私立	48,000 円/月以内	52,500 円/月以内
支度資金	高校・高専	国公	150,000 円以内	160,000 円以内
	私立	私立	410,000 円以内	420,000 円以内

※専修学校（高等課程）の貸与額は高校と同額

※生活保護世帯は別途貸与額

※就学支度資金は入学に際して必要な経費（入学金、制服代等未払いのもの）で取扱いは入学日の前日まで

※その年度の予算枠があるため、すべて採用とは限りません



その他



家計急変への支援

【県立・市町村立高等学校、私立高等学校等】

就学支援金の申請時には、受給要件を満たさず、授業料を納付している高校生等に、保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減する事態が生じた場合に、学校設置者が授業料減免による緊急の措置を行うことがあります。詳しくは、入学される学校へお問い合わせください。



このリーフレットの各種の修学支援についてのお問い合わせ



◇公立高等学校について◇

奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係

tel 0742-27-9859 (平日8時30分~17時)

◇私立高等学校等について◇

奈良県 文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係

tel 0742-27-8347 (平日8時30分~17時)

◇就学支援・奨学給付金に関する制度全般、国立高等学校等について◇

文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム

tel : 03-5253-4111 (代表番号) (平日10時~17時)

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

